

2021

7

KAWASAKI

川崎南法人会だより



第9回通常総会	2
税制改正に関するアンケート結果	5
税務署からのお知らせ	8
税のQ&A	10
コラム	11
健康クリニック	12
活動報告	13
新しい仲間PRコーナー	14
新入会員のご紹介・主要事業予定	15

表紙写真：(一社)川崎市観光協会 提供

ホームページも是非ご覧ください

川崎南法人会

検索

発行所／公益社団法人川崎南法人会
編集兼発行人／広報委員会川崎市幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館5階
<http://www.km-hojinkai.or.jp>TEL : 044-276-8731
FAX : 044-276-8738<http://www.km-hojinkai.or.jp>

第9回 通常総会開催



梶川 修司 会長

6月11日（金）公益社団法人川崎南法人会第9回通常総会が川崎日航ホテルにて開催しました。

青木副会長の開会の挨拶で始まり、梶川修司会長を議長として、石川副会長より決議事項として「令和2年度収支決算報告（含監査報告）承認の件」「任期満了に伴う役員選任（案）承認の件」が報告され、続いて報告事項として①「令和2年度事業報告の件」②「令和3年度事業計画の件」③「令和3年度収支予算の件」が報告され、満場一致で原案どおり可決承認されました。

令和2年度 会員増強に伴う感謝状の贈呈

【銅賞】

菊三建設 株式会社

中村 光一様

【努力賞】

小山塗料 株式会社

小山 宏明様

株式会社 石川商事

石川 弘行様

株式会社 一心屋

島崎ハル子様

有限会社 大仁

伊藤 建仁様

有限会社 海苔の鈴舟

中村 謙太様

【団体の部】

大同生命保険 株式会社 川崎南営業所 様

AIG損害保険 株式会社 横浜支店 様

アフラック生命保険 株式会社 横浜総合支社 様

令和3年度 全法連・県法連功労者表彰者

【全法連 会長賞受賞者】

柏倉 敏和様

有限会社 石田屋柏倉商店

菊池 敏子様

株式会社 菊池電業社

【県法連 会長賞受賞者】

青木 一孝様

A・M自動車工業 株式会社

高木 清隆様

高木鋳工 株式会社

伊藤 康人様

八巧機電設備 株式会社

後藤 永子様

有限会社 松島電設

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、パソコンやスマートフォンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードドリーダライタを準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。

また、マイナンバーカードやICカードドリーダライタをお持ちでない方も、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署で事前に手続きを行うことで、e-Taxをご利用いただけます。

電子申告で
効率UP！



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが！

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス
www.e-tax.nta.go.jp

令和3年度 事業計画書

令和3年4月1日～令和4年3月31日

I 基本方針

(公益事業の推進)

- (1) 税知識の普及をはじめとする健全な納税者団体としての公益事業を積極的に推進するとともに、地域企業の発展・地域社会への貢献を高め、会員企業の緊密な交流を通じ、もって公益法人としての社会的使命を果たすことに努める。

(税務行政への協力)

- (2) 税務当局との連絡協調を保ち、あらゆる機会を通じて納税者と税務当局の間の相互理解の醸成に努め、また広く税務知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り公正な税制と円滑な税務行政に寄与する。

(租税負担の合理化)

- (3) 中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公平な税制確立のため、会員の要望意見を徴するとともに、税制の研究に努め、税制改正要望事項の達成を期する。

(経理知識の普及)

- (4) 企業経営の健全化並びにその発展向上に資するため、当会は経営、経理、労務及び税務に関する講習会、研修会の事業活動を積極的に行うとともに適正な申告の普及と指導に努める。

II 重点事項

1 組織関係

- (1) 本部・支部・部会役員が一丸となり、会員増強運動を推進し、組織の拡大強化を図り目標達成に努める。
- (2) 支部機能と部会活動の強化をはかることにより、法人会事業への積極的参加を図る。

2 事業関係

- (1) 税制・税務会計並びに経理に関する研修会、講習会を開催する。
- (2) 税務・法律などの無料相談をはじめ、企業経営に役立つ税務・経営・労務・経済等の講演会、セミナー等を開催する。併せて、会員の多様化するニーズに応えるため文化的活動等も行い、共益事業の充実を図る。
- (3) 公益法人として地域社会に貢献するため、公益事業を行うほか、地域が実施する事業へ協賛・参加する。

3 福利厚生関係

- (1) 企業及び経営者のリスクを守るため、様々なテーマで会員向け事業を展開し、経営者大型保障制度の普及推進を図る。
- (2) 会員企業の経営者・従業員のための生活習慣病の検診を実施する。

4 広報活動関係

- (1) 機関誌を通じ、会員との連携を一層密にし、事業参加の意識を高めるとともに、公益法人として積極的な広報に努める。
- (2) 「e-Tax」の普及促進に資するため、役員企業をはじめ会員の利用率向上を図る。
- (3) 租税教育については、次代を担う小・中学校等の児童・生徒に国や地方公共団体の財政を支える「税」についての関心を高め、その意義・役割について理解を深めてもらうとともに、積極的な実施に努める。

III 主要事業計画

1 税知識の普及を目的とする事業（公益1-1）

- (1) 新設法人説明会
- (2) 決算法人説明会
- (3) 租税教室
- (4) 法人税申告書の見方・書き方研修会
- (5) 女性部会税務研修会
- (6) 源泉部会税務研修会
- (7) 支部税務研修会

2 納税意識の高揚を目的とする事業（公益1-2）

- (1) 税の絵はがきコンクール
- (2) 納税表彰式
- (3) 「税を考える週間」広報活動
- (4) 川崎市民祭り租税教育活動
- (5) 税に関する作文の表彰
- (6) 機関誌による税情報の発信
- (7) 幸区民祭り租税教育活動

3 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

（公益1-3）

- (1) 法人会全国大会
- (2) 公益財団法人全国法人会総連合税制セミナー
- (3) 三者会議
- (4) 全国青年の集い
- (5) 全国女性フォーラム

1 地域企業の健全な発展に資する事業（公益2）

- (1) 実務経理セミナー
- (2) 初級簿記講習会
- (3) パソコン講習会
- (4) 研修会セミナー
- (5) インターネットセミナー
- (6) 青年経営者のための実務セミナー
- (7) 無料税務・法律相談

1 地域社会への貢献を目的とする事業（公益3）

- (1) 県連森林再生事業
- (2) 米海軍第七艦隊音楽隊コンサート
- (3) 救急救命講習会

1 会員の交流及び福利厚生に資するための事業（共益）

- (1) 新年賀詞交歓会
- (2) 本部ゴルフ大会
- (3) 本部施設見学会
- (4) 部会施設見学会
- (5) 支部企業交流会
- (6) 部会企業交流会
- (7) 理事・委員会・委員（交流会）
- (8) 会員増強活動
- (9) 支部報告会
- (10) 経営者大型保障制度の普及推進
- (11) ビジネスガードの普及推進
- (12) がん保険制度の普及推進
- (13) 貸倒保険制度の普及推進
- (14) 成人病診断事業
- (15) 総合火災共済
- (16) 福利厚生共済
- (17) 一般社団法人神奈川県法人会連合会税制問題研究会

令和3年度 正味財産増減計算予算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位：円)

科 目	本年度予算	前年度予算	増減
I. 一般正味財産増減の部			
(i) 経常収益			
1. 特定資産運用益 (1) 特定資産受取利息 (2) 特定資産受取賃借料	4,000	5,000	△ 1,000
2. 受取会費 (1) 正会員受取会費 (2) 特別会員受取会費 (3) 賛助会員受取会費	25,060,000	25,752,000	△ 692,000
3. 事業収益 (1) 研修会事業収益 (2) 成人病検診事業収益 (3) 共済保険代理事業収益 (4) 会員親睦事業収益	1,060,000	1,052,000	8,000
4. 受取補助金 (1) 受取全法連補助金 (2) 受取県法連補助金 (3) 受取全法連成金振替額	5,795,800	5,170,800	625,000
5. 受取負担金 (1) 青年部会負担金	19,970,300	19,972,400	△ 2,100
6. 雑収益 (1) 受取利息 (2) 広告料収益 (3) 雑収益	725,060	725,060	-
経常収益計	51,555,160	51,695,260	△ 140,100
(ii) 経常費用			
1. 公益目的事業 ①税関を通じて目的とする事業	34,271,480	32,358,387	1,913,093
給料手当	22,753,079	21,268,448	1,484,631
退職給付費用	8,041,000	9,006,000	-
福利厚生費	662,200	227,520	-
旅費交通費	1,182,500	853,200	-
通信運搬費	1,458,910	1,102,150	-
減価償却費	373,800	517,388	-
消耗什器備品費	15,755	44,107	-
消耗品費	614,900	47,400	-
修繕費	960,500	868,100	-
印刷製本費	2,496,500	2,288,500	-
光熱水料費	89,870	90,060	-
賃借料	902,800	902,800	-
事務所管理費	219,600	219,600	-
会場費	267,500	293,700	-
保険料	88,451	88,638	-
諸謝金	1,209,600	1,193,600	-
租税公課	-	-	-
会議費	137,000	137,000	-
委託費	1,697,500	1,708,500	-
事務委託費	184,470	184,386	-
支払負担金	363,000	395,000	-
広告宣伝費	24,596	24,648	-
新聞図書費	4,257	20,382	-
リース料	331,100	331,800	-
貸倒損失	301,530	425,349	-
支払手数料	435,160	199,080	-
雑費	643,280	28,440	-
②地域企業の健全な発展に資する事業	7,603,196	6,287,030	1,316,166
給料手当	2,550,000	2,356,000	-
退職給付費用	210,000	59,520	-
福利厚生費	375,000	223,200	-
旅費交通費	135,500	82,500	-
通信運搬費	92,000	71,688	-
減価償却費	4,996	11,538	-
消耗什器備品費	195,000	12,400	-
消耗品費	177,000	151,600	-
修繕費	15,000	18,600	-
印刷製本費	93,000	49,000	-
光熱水料費	28,500	23,560	-
賃借料	203,500	203,500	-
事務所管理費	49,500	49,500	-
会場費	300,400	181,400	-
保険料	28,050	23,188	-
諸謝金	2,227,600	2,160,000	-
租税公課	-	-	-
会議費	403,500	403,500	-
委託費	58,500	48,236	-
事務委託費	7,800	6,448	-
支払負担金	1,350	5,332	-
広告宣伝費	105,000	86,800	-
新聞図書費	-	-	-
リース料	138,000	52,080	-
貸倒損失	204,000	7,440	-
支払手数料	3,915,205	4,802,909	△ 887,704
③地域社会への貢献を目的とする事業	1,360,000	1,976,000	-
給料手当	112,000	49,920	-
退職給付費用	200,000	187,200	-
福利厚生費	217,600	162,000	-
旅費交通費	101,000	111,448	-
通信運搬費	2,665	9,677	-
減価償却費	104,000	10,400	-
消耗什器備品費	191,000	219,100	-
消耗品費	8,000	15,600	-
修繕費	202,000	188,000	-
印刷製本費	15,200	19,760	-
光熱水料費	203,500	203,500	-
賃借料	49,500	49,500	-
事務所管理費	547,600	606,600	-
会場費	14,960	19,448	-
保険料	106,200	486,200	-
諸謝金	75,000	75,000	-
租税公課	130,500	240,500	-
会議費	31,200	40,456	-
委託費	4,160	5,408	-
事務委託費	720	4,472	-
支払負担金	56,000	72,800	-

支払手数料	73,600	43,680	
雑費	108,800	6,240	
2. 収益事業等	11,923,023	11,438,273	484,750
④会員の交流に資するための事業	11,923,023	11,438,273	484,750
給料手当	2,516,000	3,116,000	
退職給付費用	207,200	78,720	
福利厚生費	370,000	295,200	
旅費交通費	357,900	316,780	
通信運搬費	262,800	240,168	
減価償却費	4,929	15,260	
消耗什器備品費	192,400	16,400	
消耗品費	431,000	502,600	
修繕費	14,800	24,600	
印刷製本費	1,293,000	818,000	
光熱水料費	28,120	31,160	
賃借料	270,100	270,100	
事務所管理費	65,700	65,700	
会場費	243,000	222,000	
保険料	27,676	30,668	
諸謝金	130,000	26,000	
租税公課	-	-	-
会議費	3,951,000	3,475,200	
委託費	527,500	1,057,500	
事務委託費	57,720	63,796	
支払負担金	281,000	284,000	
支払寄付金	-	-	-
涉外慶弔費	-	-	-
諸会費	-	-	-
固定資産除却損	-	-	-
広告宣伝費	7,696	8,528	
新聞図書費	1,332	7,052	
リース料	103,600	114,800	
表彰費	-	-	-
貸倒損失	241,110	279,321	
支払手数料	136,160	68,880	
雑費	201,280	9,840	
3. 管理費	10,209,244	7,831,271	2,377,973
給料手当	2,533,000	2,546,000	
退職給付費用	208,600	64,320	
福利厚生費	372,500	241,200	
旅費交通費	152,630	106,750	
通信運搬費	418,400	400,308	
減価償却費	4,962	12,469	
消耗什器備品費	193,700	13,400	
消耗品費	2,109,500	88,600	
修繕費	14,900	20,100	
印刷製本費	274,500	233,500	
燃料費	-	-	-
光熱水料費	28,310	25,460	
賃借料	270,100	270,100	
事務所管理費	65,700	65,700	
会場費	245,000	245,000	
保険料	27,863	25,058	
諸謝金	324,000	324,000	
租税公課	876,000	1,187,000	
会議費	-	-	-
委託費	-	-	-
事務委託費	58,110	52,126	
支払負担金	400,000	444,000	
支払寄付金	-	-	-
涉外慶弔費	300,000	300,000	
諸会費	323,000	323,000	
広告宣伝費	7,748	6,968	
新聞図書費	1,341	5,762	
リース料	104,300	93,800	
表彰費	-	-	-
貸倒損失	27,360	144,330	
支払手数料	665,080	584,280	
雑費	202,640	8,040	
経常費用計	56,403,747	51,627,931	4,775,816
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 4,848,587	67,329	
基本財産評価損益等	-	-	-
特定資産評価損益等	-	-	-
投資有価証券評価損益等	-	-	-
評価損益等計	-	-	-
当期経常増減額	△ 4,848,587	67,329	
ii. 経常外増減の部			
(i) 経常外収益			
退職給付引当金取崩額	-	4,590,000	
経常外収益計	-	4,590,000	
(ii) 経常外費用			
退職金	-	4,590,000	
経常外費用計	-	4,590,000	
当期経常外増減額	-	-	
他会計振替前	-	-	-
当期一般正味財産増減額	△ 4,848,587	67,329	△ 4,915,916
他会計振替	-	-	-
税引前当期一般正味財産増減額	△ 4,848,587	67,329	△ 4,915,916
法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000	-
法人税等調整額	-	-	-
当期一般正味財産増減額	△ 4,918,587	△ 2,671	△ 4,915,916
一般正味財産期首残高	95,277,578	82,906,321	12,371,257
一般正味財産期末残高	90,358,991	82,903,650	7,455,341
II 指定正味財産の部			
受取補助金等	18,070,300	18,082,400	△ 12,100
全法連助成金	18,070,300	18,082,400	△ 12,100
一般正味財産への振替額	△ 18,070,300	△ 18,082,400	12,100
一般正味財産への振替額	△ 18,070,300	△ 18,082,400	12,100
当期指定正味財産増減額	-	-	-
指定正味財産期首残高	-	-	-
指定正味財産期末残高	90,358,991	82,903,650	7,455,341
III 正味財産期末残高	90,358,991	82,903,650	7,455,341

令和4年度 税制改正に関するアンケート結果(最終集計)

公益財団法人 全国法人会総連合

集計期間：3月10日～5月14日到着分

集計枚数：12,709枚

【分類】**■会員区分**

	税制委員	役員(税制委員を除く)	一般会員	合計
回答数	1,725	5,968	4,465	12,158
構成比	14.2%	49.1%	36.7%	100%

■主たる業種

	製造業	建設・土木・不動産	卸売・小売・飲食	サービス	その他	合計
回答数	2,306	3,552	2,855	2,459	1,322	12,494
構成比	18.5%	28.4%	22.8%	19.7%	10.6%	100%

■資本金

	1千万円以下	1千万円超～5千万円以下	5千万円超～1億円以下	1億円超～3億円以下	3億円超～5億円以下	5億円超	合計
回答数	5,994	5,095	863	158	79	268	12,457
構成比	48.1%	40.9%	6.9%	1.3%	0.6%	2.2%	100%

■従業員数

	4人以下	5～19人	20～99人	100～299人	300人以上	合計
回答数	2,754	4,469	3,813	934	502	12,472
構成比	22.1%	35.8%	30.6%	7.5%	4.0%	100%

■前事業年度の申告状況

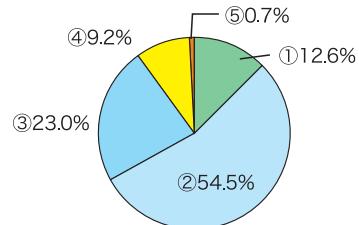
	黒字申告	赤字申告	回答保留・その他	合計
回答数	8,144	3,244	1,065	12,453
構成比	65.4%	26.0%	8.6%	100%

問1 新型コロナウイルスの影響

新型コロナウイルス感染者は昨年11月以来増加し、本年1月には11都府県で緊急事態宣言が出されるなど、収束時期の見通しは立っておりません。令和3年3月時点でのあなたの会社の経営状況に新型コロナウイルスによるマイナス影響が生じているかお聞かせください。

- ①影響は出たが、今はない
- ②影響が継続している
- ③現時点ではないが、今後影響が出る可能性がある
- ④影響はない
- ⑤その他

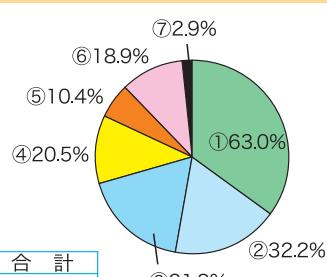
	①	②	③	④	⑤	合計
回答数	1,600	6,897	2,904	1,158	87	12,646
構成比	12.6%	54.5%	23.0%	9.2%	0.7%	100.0%

**問2 中小企業向け税制**

令和4年度税制改正を検討するにあたり、中小企業向けの税制で特に重視すべき点について、以下より2つ以内で選んでください。

- ① 法人税の軽減税率の特例（15%）の本則化等
- ② 設備投資・研究開発を促進する税制の拡充
- ③ 雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充
- ④ 役員給与の損金算入の拡充
- ⑤ 交際費課税の損金算入枠の拡大
- ⑥ 欠損金の繰戻戻還制度の拡充
- ⑦ その他

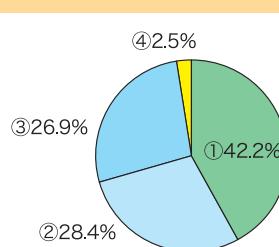
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	合計
回答数	8,001	4,096	4,040	2,609	1,317	2,407	371	12,709
構成比	63.0%	32.2%	31.8%	20.5%	10.4%	18.9%	2.9%	—

**問3 消費税／軽減税率制度**

消費税率10%の引き上げと同時に低所得者対策として軽減税率制度が導入され、1年半が経過しました。軽減税率制度についてどう考えますか。

- ① 事務負担などの問題が大きいので単一税率に戻すべき
- ② 少少の事務負担はあるが、やむを得ない
- ③ 特に問題ない
- ④ その他

	①	②	③	④	合計
回答数	5,338	3,592	3,401	313	12,644
構成比	42.2%	28.4%	26.9%	2.5%	100.0%

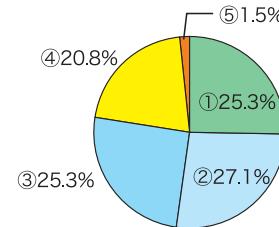


問4 消費税／適格請求書等保存方式①

令和5年10月1日以降は、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。適格請求書を交付できるのは、税務署長に登録申請した課税事業者となりますので、登録手続きを受けていない免税事業者（課税売上高1,000万円以下）からの仕入れについては、仕入税額控除することができなくなります。このことについて、どう考えますか。

- ① 適正な仕入税額控除を計算できるようにするために、やむを得ない
- ② 免税事業者が取引から排除されないように配慮すべき
- ③ 事務負担が増えるので、導入には反対である
- ④ わからない
- ⑤ その他

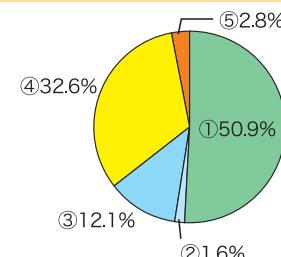
	①	②	③	④	⑤	合計
回答数	3,177	3,402	3,168	2,605	182	12,534
構成比	25.3%	27.1%	25.3%	20.8%	1.5%	100.0%

**問5 消費税／適格請求書等保存方式②**

適格請求書等保存方式の導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請が始まります。あなたの会社における登録申請予定をお聞かせください。

- ① 課税事業者であり、登録申請をする予定
- ② 免税事業者ではあるが、課税事業者となって登録申請をする予定
- ③ 登録申請をする予定はない
- ④ わからない
- ⑤ その他

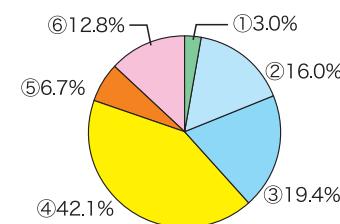
	①	②	③	④	⑤	合計
回答数	6,427	206	1,531	4,106	351	12,621
構成比	50.9%	1.6%	12.1%	32.6%	2.8%	100.0%

**問6 事業承継／納稅猶予制度**

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として、相続税・贈与税の納稅猶予制度の抜本的な拡充（全株式を対象に納稅猶予割合が100%）が行われました。本特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要がありますが、あなたの会社の事業承継の状況についてお聞かせください。

- ① 特例承継計画を提出した
- ② これから特例承継計画を提出する予定である
- ③ 本特例制度を適用しないで事業承継を行う
- ④ 当面、事業承継を行う予定はない
- ⑤ 事業を承継しない
- ⑥ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	合計
回答数	372	2,017	2,443	5,308	841	1,614	12,595
構成比	3.0%	16.0%	19.4%	42.1%	6.7%	12.8%	100.0%

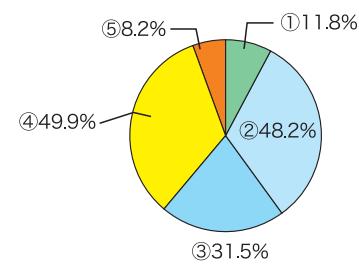
**問7 事業承継／事業承継税制**

政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じています。これまでの改正を踏まえて、事業承継税制について特に重視すべき点を2つ以内で選んでください。

- ① これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する
- ② 相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める
- ③ 納稅猶予制度の特例措置の更なる拡充や適用期限の延長を求める
- ④ 欧州主要国のように、事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める
- ⑤ その他

	①	②	③	④	⑤	合計
回答数	1,506	6,132	4,009	6,337	1,038	12,709
構成比	11.8%	48.2%	31.5%	49.9%	8.2%	—

※回答率は、回答数を集計枚数（12,709枚）で除した数字である。

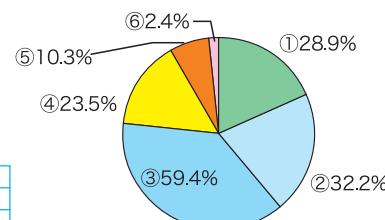
**問8 地方税／固定資産税**

地方の自主財源として大きなウエイトを占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われます。その一方で、負担感の高まりなどから抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税を見直すとした場合、特に重視すべき点を2つ以内で選んでください。

- ① 商業地等の宅地の評価方法を見直す
- ② 家屋の評価方法を見直す
- ③ 償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直す
- ④ 免税点を大幅に引き上げる
- ⑤ わからない
- ⑥ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	合計
回答数	3,672	4,094	7,548	2,984	1,306	303	12,709
構成比	28.9%	32.2%	59.4%	23.5%	10.3%	2.4%	—

※回答率は、回答数を集計枚数（12,709枚）で除した数字である。

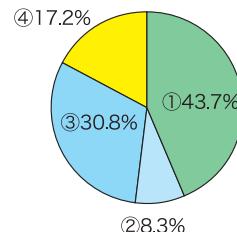


問9 マイナンバーカードの取得状況

政府はマイナンバーカードの普及に取り組んでおり、本年3月からはマイナンバーカードが「健康保険証」としても利用できるようになりました（利用申込が必要です）。また、令和6年度末には「運転免許証」と一体化することも予定されております。マイナンバーカード（写真入りのカード）の取得状況についてお聞かせください。

- ① 取得している
- ② 現在、申請中である
- ③ これから申請したい
- ④ 申請する予定はない

	①	②	③	④	合計
回答数	5,516	1,051	3,896	2,166	12,629
構成比	43.7%	8.3%	30.8%	17.2%	100.0%

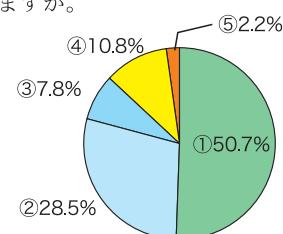


問10 マイナンバーと金融機関口座のひも付け

今般の新型コロナ対策では、オンラインによる特別給付金申請で混乱が見られました。政府は、マイナンバーと金融機関口座のひも付けについて、「国民が任意で1人1口座を登録」することとし、経済対策や災害時の給付金などの迅速な受け取りにつなげることとしています。マイナンバーと金融機関口座のひも付けについて、どう考えますか。

- ① 給付金等の入金口座の登録（1人1口座）は任意とすべき
- ② 給付金等の入金口座の登録（1人1口座）は義務化すべき
- ③ 全ての金融機関口座についても登録を義務化すべき
- ④ わからない
- ⑤ その他

	①	②	③	④	⑤	合計
回答数	6,374	3,587	985	1,358	274	12,578
構成比	50.7%	28.5%	7.8%	10.8%	2.2%	100.0%

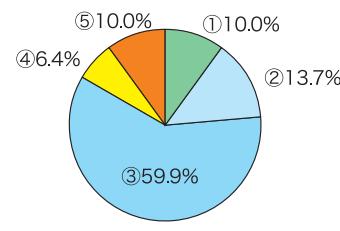


問11 経理事務のIT化

政府は経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、国税関係帳簿書類を電子的に保存する際の手続きを抜本的に見直すこととしております。あなたの会社の経理事務の現状についてお聞かせください。

- ① 手書き
- ② Excel等の表計算ソフトを使用
- ③ 市販の会計ソフトウェアを使用
- ④ 自社開発のソフトウェアを使用
- ⑤ その他

	①	②	③	④	⑤	合計
回答数	1,250	1,712	7,485	802	1,251	12,500
構成比	10.0%	13.7%	59.9%	6.4%	10.0%	100.0%

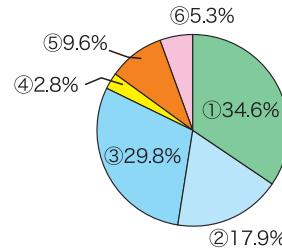


問12 財政健全化

我が国の財政は国と地方の長期債務残高が1,200兆円を超し、先進国の中でも突出して悪化しています。さらに、我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えています。将来世代への負担の先送りを回避するため、財政健全化をどう進めるべきだと考えますか。

- ① 歳出の削減と負担増の両方で対応する
- ② 税の自然増収と歳出削減で対応する
- ③ 歳出削減を中心に対応する
- ④ 負担増を中心に対応する
- ⑤ わからない
- ⑥ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	合計
回答数	4,346	2,250	3,736	355	1,205	658	12,550
構成比	34.6%	17.9%	29.8%	2.8%	9.6%	5.3%	100.0%

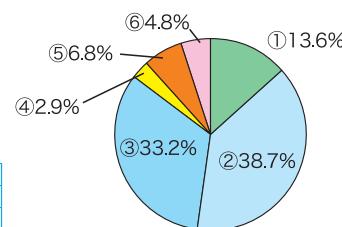


問13 社会保障制度

令和4年には団塊の世代が75歳以上の高齢者になり始めるなど、社会保障給付費の急増が見込まれています。政府は、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、少しでも多くの人に「支える側」に回ってもらうことや、能力に応じた負担を求ることとしています。社会保障の給付と負担のバランスについてどう考えますか。

- ① 給付水準を大幅に引き下げ、負担も減らす
- ② 給付水準をある程度下げて、現行の負担を維持する
- ③ 現行の給付水準を保つため、ある程度の負担の増加はやむを得ない
- ④ 給付水準をさらに拡充させ、大幅な負担の増加もやむを得ない
- ⑤ わからない
- ⑥ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	合計
回答数	1,714	4,872	4,187	359	859	608	12,599
構成比	13.6%	38.7%	33.2%	2.9%	6.8%	4.8%	100.0%



川崎南税務署からのお知らせ

【問合せ先】〒210-8531 川崎市川崎区榎町3-18 Tel044(222)7531(代表)

※お電話は自動音声でご案内します。相談内容に応じて番号を選択してください。

印紙税過誤納確認申請書の郵送提出に関するお願い

日頃から税務行政に対して、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

印紙税過誤納確認申請書につきましては、申請者の皆様の利便性向上と印紙税過誤納確認事務の効率化を図る観点から、可能な限り郵送での提出をお願いします。

印紙税過誤納確認申請書及び過誤納確認の対象となる文書を郵送される際には以下の点にご留意いただきますようお願いします。

(ご留意いただきたい点)

- 確認する事項や不足書類がある場合には、担当の職員から電話で連絡致しますので、申請書には、日中に連絡可能な電話番号を記載してください。
- 審査の結果、還付を行う場合には、印紙税過誤納確認書を郵送しますので、必ずお受け取りください。
- 過誤納確認の対象となる文書は、印紙税過誤納確認書と併せて郵送により返却します。過誤納確認の対象となる文書の返却を要しない場合は、印紙税過誤納確認申請書の「返却不要」欄に○を記入してください。
- 還付金の支払手續は、印紙税過誤納確認書を発送してから、概ね1か月から1か月半かかります。
- 印紙税過誤納確認申請で来署される場合は、手続等に十分な面接時間を設ける必要があることから、電話で事前に予約をお願いします。

2021年度国税庁経験者（国税調査官級）募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に
目指してみませんか。

人事院では、30歳以上の社会人経験者を対象とした「国税庁経験者採用試験（国税調査官級）」を実施しています。

試験の概要については下記のとおりです。

なお、採用後は、税務大学校において約3か月の研修後、各国税局（国税事務所）が管轄する税務署に配属され、国税調査官又は国税徴収官に任用されます。

興味のある方は、東京国税局総務部人事第二課試験係までお気軽にお問合せください。

記

- ◇ 試験概要 2021年度の試験概要については、令和3年7月以降に人事院及び国税庁ホームページへ掲載される予定です。
- ◇ 問合せ先 東京国税局総務部人事第二課試験係
(TEL 03-3542-2111 内線 2162・2169)

【参考：2020年度の実施状況】

- ◇ 最終合格者数（全国）：142名
- ◇ 受験資格 2020年4月1日において、大学等（短期大学を除く。）を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
- ◇ 試験日程
 - (1) 受験申込受付期間 8月
 - (2) 試験実施期間 9月から12月まで
 - (3) 最終合格発表 12月下旬

※ 試験概要等の詳しい情報は、東京国税局ホームページ

「採用関係お役立ちリンク集」をご確認ください。

【問合せ先】東京国税局 総務部 人事第二課 試験係

(代表) 03-3542-2111 内線2162





債務を免除…贈与税？

税理士・CFP® 越 智 浩

Q. 貸し付けた資金、返済が困難に。

私は、通販卸を業とする同族会社Xのオーナー兼取締役会長です。2人子供がおり、長男Aは、現在、代表取締役社長としてX社経営に専心していますので、持株を生前贈与してX社を承継させようと考えています。

一方、好奇心旺盛な次男のBは、投資（投機？）に目覚め、株式・債券投資やFX、商品相場のみならず、暗号資産運用へと手を広げ、3年前には勤め先を退職し、個人投資家専業となっています。一時的に儲かったこともあったようですが、ここ数年は損失続きで、毎年大赤字。悪戦苦闘しているようです。Bには、資金援助として6年前に100万円、3年前に500万円、2年前に900万円、そして昨年には、追証資金として1,500万円の合計3,000万円を貸し付けていますが、返済はとても困難な状況です。

次男Bへの貸付金を免除した場合、課税されるのでしょうか。また、遺言により免除した場合には、どうなるのでしょうか？

原則として、贈与税が課税。

A. 資力を喪失して債務を弁済することが困難な場合、…。

《設例》では、私個人の財産から資金を貸し付けたのか、X社の財産から資金を貸し付けたのか不明であるが、以下では、次男Bに対して、私個人の財産から資金を貸し付けたこととして課税関係を考える。

貸し手（債権者）が借り手（債務者）に対して、一方的に債務免除の意思表示をすれば、合意がなくてもその債権は消滅する（民法519）。意思表示の様式が定められているわけではないが、実務的には、債権放棄通知書など書面により内容及び免除額を示し、日時を明らかにするため内容証明郵便により債務者に通知するという方法が採られることが多い。これは、後日、問題（当事者同志の、または、第三者との争いなど）となることを避ける意味合いである。

経済的には、この取引により債権者は債権が消滅し、資産損失により自己の純資産が減少する。一方、債務者は債務免除を受けたことになり、負債減少により自己の純資産が増加することになる。税法上、対価を伴わない無償取引であり、効果として無償による財産の移転（債権消滅→債務免除）と考えることができる。しかしながら、この無償取引が実行されるということは、債務者には支払能力がない（なくなった）からということを考慮しなければならない。

以上を踏まえた上で、債権者及び債務者ともに個人の場合には、所得税法上、債権者は純資産が減少するのであるから、課税されることはない。ただし、損失を必要経費にできるかどうかはケースによる。一方、債務者が受けた債務免除益をどう扱うかであるが、所得税法第9条①16により所得税は非課税となり、原則として、相続税法第8条により贈与税の課税を受けることになる。また、債務免除が遺言によりなされた場合には、相続税の課税を受けることになる。ただし、債務者本人が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合には、その債務を弁済することが困難である部分の金額については贈与税（及び相続税）を課さない。ここで、『資力を喪失して債務を弁済することが困難な場合』とは、債務者が債務超過の状態にあり、社会通念上、支払不能と認められる場合をいうとし、債務者の労務、健康状態及び信用まで考慮した、いわゆる破産状態までには至っていない場合も含むと解されている（相続税法基本通達7-4）。

従って、次男Bが資力を喪失して債務を弁済することが困難な場合には、債務免除益3,000万円は課税されない。

ところで、近親者や友人に5万貸した、10万貸したのに返してくれないことはよくあることであるが、『貸したのではなく、くれたと思え。』とは至言である。親子・夫婦及び兄弟姉妹のみならず、他人同志においても同様である。債務免除の前に、贈与税の基礎控除110万円がある、…。

バイカル湖の淡水アザラシ、1日ヨコエビ4300匹ペロリ！

産経新聞科学部記者

伊藤壽一郎

ロシア南東のシベリア連邦管区にあるバイカル湖には、世界唯一の淡水アザラシ「バイカルアザラシ」が生息しています。これまで主な餌は魚だと考えられていたのですが、国立極地研究所などのチームが現地調査を行ったところ、実は小さな甲殻類を1日4,300匹も食べているらしいことが判明しました。どうやらこれが、シベリアの過酷な環境で生き抜くアザラシの「知恵」らしいのです。

■「シベリアの真珠」の頂点

バイカル湖は琵琶湖の50倍近い面積で、三日月形をしています。青く透き通った湖水は世界一の透明度で、豊かな自然に囲まれた景観も含め、あまりに美しいことから「シベリアの真珠」と呼ばれているそうです。

形成時期が数千年前と古く、水深も世界一で1,600メートルを超えることから、数多くの固有種からなる独特な生態系を構成。名産であるサケの仲間の魚オーメリやバイカルチョウザメなどによく知られていますが、バイカルアザラシは生態系の頂点に君臨し、8～12万頭も生息しています。けれど、研究チームは疑問を抱きました。

バイカル湖の水は、40メートルも先まで見通せるほどの透明度を誇っています。ただ、それは水を濁らせる植物プランクトンが少ない貧栄養の状態で、生息する生物にとっては過酷な環境であることも示しているのです。貧栄養のバイカル湖で、体が大きくて体温も高く、餌が大量に必要なアザラシが、なぜこんなに繁殖できるのでしょうか。

■体長2センチの小型甲殻類が餌

一般的な湖の生態系は、植物プランクトンを動物プランクトンが食べ、それを小さな甲殻類や魚が捕食。これらを中大型の魚や鳥類、水生哺乳類が餌にするというような食物連鎖が築かれています。連鎖の始まりである植物プランクトンが少な

ければ、それを餌とする上位の生物は繁殖が難しくなるはずです。

そこで2018年6月、野生のバイカルアザラシ8頭にビデオカメラや水深計を装着し、餌を取る様子などを記録して調べました。その映像を解析してみたところ、魚もたまには食べてはいたのですが、「主食」としては水中を漂う体長2センチ、重さ0.1グラムの小さな甲殻類の一種「ヨコエビ」を1匹ずつ、連続的に捕らえて食べていることが分かりました。ちなみに、名前とは裏腹にエビの仲間ではなく、ダンゴムシに近い生物です。

バイカルアザラシは、1回の潜水で平均57匹のヨコエビを捕らえ、1日では平均4,300匹にも及ぶと判明。これほどハイペースで獲物を捕らえる水生哺乳類は、他にないそうです。

■水を排出しやすい特殊な歯

ただ、これほど大量のヨコエビを水中で食べていれば、一緒に口に入って飲み込む水も大変な量になってしまうはず。でもバイカルアザラシは、この問題もうまく解決していました。

研究チームは、アザラシの仲間10種類の頭骨標本を比べました。すると、バイカルアザラシの歯は、上あごと下あごを合わせると、微妙な隙間を保ちながらギザギザに組み合わさる特殊な形状になっていることが分かりました。チームは、水中でヨコエビを捕らえた際、歯の隙間から水を排出し、ヨコエビだけを飲み込めるように進化したのではないかとみています。

通常の食物連鎖では、上位の生物はなるべく大きな餌を食べ方が効率が良いはずです。ですが、貧栄養のバイカル湖ではそうはいきません。そのため、魚よりも連鎖の段階が低く大量に生息するヨコエビを直接食べるという知恵によって、効率的にエネルギーを獲得し生き抜いているということのようです。

筆者紹介

伊藤壽一郎（いとう・じゅいちろう）

東京都生まれ。学習院大学卒業後、産経新聞社に入社し、文化部、経済部、社会部などを経て2002年から科学部。現在は文部科学省の科学技術部門を担当し、原子力から地震、宇宙、物理、化学、生物、ITまで、幅広い分野を取材対象としている。著書に「生きもの異変 温暖化の足音」（共著、扶桑社刊）、「新ライバル物語 闘いが生む現代の伝説」（共著、柏書房）などがある。

ひざの痛みや違和感はありませんか？



川崎幸クリニック

整形外科 大澤 克成（おおさわかつなり）



ひざの痛みの原因

ひざの痛みの原因として、最も多いと言われているのは**変形性ひざ関節症**です。

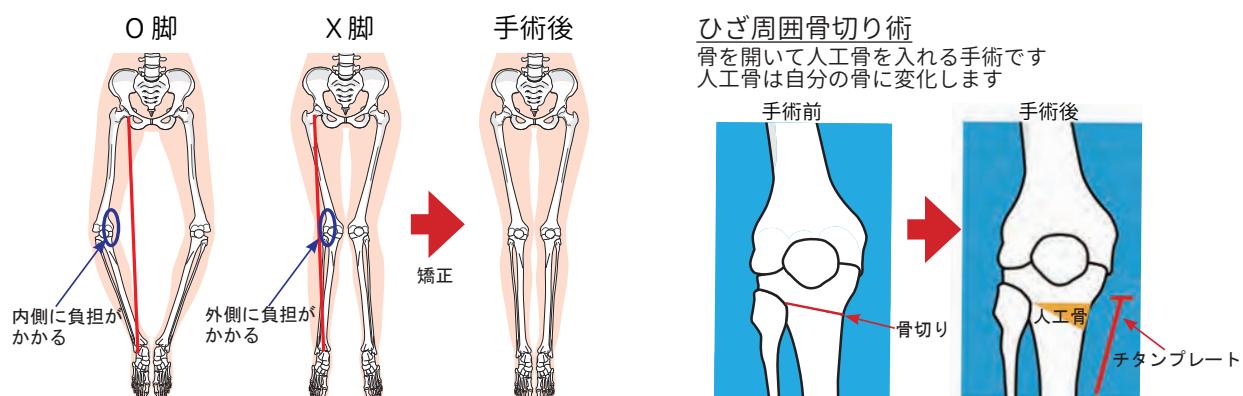
加齢やひざの酷使が原因でひざ軟骨がすり減り関節内に炎症が起きることで痛みが生じる病気です。変形性ひざ関節症の方は、比較的高齢者や女性に多いと言われていますが、日ごろから仕事やスポーツでひざに負担をかけることが多いと30～40代でも発症することがあります。また、わずかな症状から始まり少しづつ進行するため、気付いた時には病状が進行していることがあります。

変形性ひざ関節症の外科的治療

変形性ひざ関節症の外科的治療法は、初期の段階では内視鏡下手術が適応されます。症状が進みひざの内側か外側のどちらかの関節軟骨が残っている場合は「**ひざ周囲骨切り術**」が適応されますが、関節軟骨のすり減りがひどい場合は、人工ひざ関節手術の方がよいこともあります。

ひざ周囲骨切り術

変形性ひざ関節症の方は、O脚やX脚に変形していることが多く、歩くたびにひざの内側・外側のどちらか一方に偏って負担がかかっている状態です。それを正常な軟骨が残っている部分に体重がかかるようO脚やX脚の変形を矯正する治療が「**ひざ周囲骨切り術**」です。手術後、生活上の制限がなく過ごすことができます。



ひざの痛み、違和感があるなど気になる症状があれば一度医師に相談することをお勧めします。

また、大澤医師がLINEでひざの痛みに関する相談（無料）に応じています。

社会医療法人財團 石心会
川崎幸クリニック受診予約
☎ 044-511-2112

電話予約受付時間

月～金 8：00～20：00 土 8：00～17：00
日祝日 8：30～17：00医療法人社団 新東京石心会
さいわい鶴見病院受診予約
☎ 045-581-1417

電話予約受付時間

月～金 9：00～17：00 土 9：00～12：30
日祝日 休診

女性部会報告会

5月26日

青年部会報告会

6月16日



議題：令和2年度 事業報告・収支決算報告承認の件
令和3年度 事業計画案・収支予算案承認の件
任期満了に伴う役員選任



議題：令和2年度 事業報告・収支決算報告承認の件
令和3年度 事業計画案・収支予算案承認の件
任期満了に伴う役員選

パズル・四字熟語

※空いているマスに漢字を入れて、四字熟語を完成させましょう。
すべて完成させ、タテに読むと、また別の四字熟語が完成します。
なんだかわかりますか？（答えは14頁にあります。）

1

① 純 明 快
快 ② 亂 麻
理 非 曲 ③
一 球 ④ 魂

2

天 下 一 ①
諸 ② 無 常
四 ③ 山 話
嚴 ④ 中 立

【作者紹介】株式会社ニコリ 日本初のパズル専門誌「パズル通信ニコリ」を発行する出版社。数独・クロスワードなど多種多様なパズルをメディアへ提供するコンテンツメーカーでもある。スマートフォンアプリ「スマニコリ」も配信中。

7つの間違い探し

*右の絵と左の絵には相違点が7か所あります。
見つかりますかな？（答えは14頁にあります）



【作者紹介】

神谷一郎（かみや・いちろう） 専修大法学部卒後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。

新入会員紹介

新しい仲間

PRコーナー

株式会社高橋設備

代表取締役 高橋 文晴

住所 〒212-0055 神奈川県川崎市幸区南加瀬5-2-21-2

TEL 080-2075-1499 (事務所: 044-588-5740)

FAX 044-588-5740

営業時間 8:00~19:00

定休日 日曜日・祝日

URL <https://www.t-setsubi0320.com>

川崎南法人会からのお知らせです

法人会ではコロナ禍による各種事業の中止を余儀なくされるなか、税務協力団体としての役目を果たすべく、各種情報発信を行なっております。

会員企業のみなさまには、今後も継続して有益な税に関する情報を直接お届けする活動を行ってまいります。

以下の冊子につきまして、必要な会員企業さまに無償でご提供いたします。(送料含無料)

ご希望の方は、法人会事務局までFAXを頂くか、メールにて会社名、ご担当者さま、ご住所、連絡先、必要冊子名及び部数をお知らせください。

【法人会事務局】 FAX: 044-276-8738 Eメール info@km-hojinkai.or.jp



事務所移転のお知らせ

当事務所は5月6日(木)に下記住所に移転いたしました。
※電話・FAX番号も変更になりましたので宜しくお願い致します。

新住所

〒212-0013 川崎市幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館5階
電話(044)276-8731 FAX(044)276-8738

パズル・四字熟語の答え: ①単刀直入 ②品行方正

間違い探し『一条大藏譚』の答え: ①扇の柄(左上) ②お公家の殿上眉(中上) ③まげの元結(左中) ④目線(左下) ⑤着物の柄(中下) ⑥女性の隈(右下) ⑦女性の下げ髪(右下)

新入会員のご紹介

(令和3年4月1日～令和3年5月31日)

支部名	法人名	代表者	所在地	業種	紹介者
中央	岱太陽エージェンシー京浜	大塚 雄一	小川町14-19 浜屋八秀ビル	広告代理業、生損保代理業	アフラック生命保険(株)
南3	株荒井工業	荒井 亮	大島2-15-11	建設業	AIG損害保険(株)
幸4	トリップスタイル(株)	勅使河原 健太	鹿島田2-1-28-708	運送	AIG損害保険(株)
賛助会員	伴 良二（株式会社 全国儀式サービス）				事務局
賛助会員	廣瀬 千尋（ブルデンシャル生命保険 株式会社）				山次工業(株)

川崎南法人会 主要事業予定

(新型コロナウイルス感染症の影響により予定が変更になる場合がありますのでお問い合わせください)

令和3年7月

6日火

●新設法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎市産業振興会館
時間：13：30～16：00

7日水

●第1回 厚生委員会

会場：川崎市産業振興会館
時間：11：00～12：00

12日月

●社員研修講座

テーマ：「人を笑顔にする話し方」
講師：現役お笑いタレント 兼
接客コンサルタント
大島 和也 氏

会場：川崎市産業振興会館
時間：14：00～16：00

21日水

●オンライン決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
時間：13：30～16：20

8月**25日水**

●オンライン決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
時間：13：30～16：20

13日火

●第1回 組織委員会

会場：川崎市教育文化会館
時間：11：00～12：00

14日水

●第1回 税制委員会

会場：川崎市教育文化会館
時間：11：00～12：00



～米海軍第七艦隊音楽隊コンサート中止のお知らせ～

毎年開催しています「米海軍第七艦隊音楽隊コンサート」ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止とその対応等を考慮し、今年度の開催を中止とさせていただきました。楽しみにされていた皆様には大変申し訳ありませんが、ご理解とご協力をお願い致します。

生活習慣病健診のお知らせ…

令和3年 法人会秋の生活習慣病健診の日程が決まりました。

健診日：令和3年9月6日(月)・7日(火)2日間 (受付時間9：30～11：00)

場所：川崎市産業振興会館 幸区堀川町66-20

詳細は後日、会員様に郵送してご案内いたします。

まだ法人会の生活習慣病健診をお受けになられていない方はこの機会に是非どうぞ。

● 税務無料相談 ●

相談日

毎週火曜日 午後1時～3時

7月の相談日／ 6日(火)、13日(火)、20日(火)、27日(火)

8月の相談日／ 3日(火)、17日(火)、24日(火)、31日(火)

相談について、事前に事務局までご連絡ください。

場所

公益社団法人 川崎南法人会事務局 ☎ 044-276-8731
川崎市幸区堀川町66-20 (川崎市産業振興会館 5F)

● 法律無料相談 ●

相談日

ご希望の日程、時間をお知らせください

お気軽にご相談ください

場所

横浜綜合法律事務所
横浜市中区日本大通11 横浜情報文化センター11F
相談については事前に事務局までご連絡ください。
(☎ 044-233-4852)

かけがえのない 物語を支えたい。

社員全員が家族や友人のように、支えあい、

力をあわせて、一生懸命働いている。

実は、日本の会社の99%はそのような中小企業です。

そのため会社に生まれる情熱、信頼、希望、喜び、誇り……。

つまり、それはいくつものかけがえのない物語。

大同生命は経営者向け保険のパイオニアとして。

そして、半世紀にわたり、さまざまに中小企業とともに

歩んできたパートナーとして。

中小企業の経営に、事業承継に、万が一のときの存続に、

これからも寄り添い、支えていきたいと思います。

現在、ご契約いただいている企業数は約37万社。

この数は大同生命への信頼の証であり、責任の重さもあります。

大きな変化を迎えるこの時代に、会社を守り、

みんなで進んでいこうとしているお客様のためにできることを、

私たちは全力で取り組んでいます。



37万社の中小企業を支える責任。 **Daido** 大同生命